

令和 8 年 9 月 4 日
宮 城 労 働 局

仙台公共職業安定所における個人情報の漏えい（書類の紛失）について

宮城労働局（局長 松瀬 貴裕）は、仙台公共職業安定所（以下「仙台所」という。）において発生した個人情報を含む書類の紛失について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

記

1 概 要

仙台所において、高年齢求職者給付金（以下「給付金」という。）の受給資格決定手続きを行ったAさんの「離職票－2」（以下「離職票」という。）を紛失する事案が発生した。

紛失した「離職票」には、Aさんの氏名（漢字・カタカナ）、住所、電話番号、雇用保険被保険者番号、在職中の賃金額、離職年月日、離職理由（本人記載も含む）、記載事項に関する同意署名の他、離職したB事業所の事業所名及び事業主氏名、住所、電話番号、雇用保険適用事業所番号が記載されていた。

2 事実経過

- （1） 令和 8 年 4 月 1 5 日（水）、Aさんは、仙台所を訪れ、給付金の手続きを行った。
この際、Aさんから提出のあった「離職票」に記載されている賃金額のうち、離職月の賃金額が未計算（賃金額証明無し）とされていたことから、後日、仙台所からB事業所に当該賃金額を確認することとした。
- （2） 同年 4 月 2 8 日（火）、Aさんが給付金の失業認定手続きのため来所した。しかし、B事業所への確認が未了だったため、対応した職員は、離職月の賃金額確認を完了した後、支給処理を行い、受給資格者証を郵送する旨を説明し、Aさんは、手続きを終えた。
- （3） 同年 6 月 2 日（火）、Aさんから仙台所に電話があり、「給付金の支給がいつになるのか」との問い合わせがあったため、Aさんの手続書類一式を確認したところ、「離職票」がないことに気づき、漏えいが発覚した。

- (4) 漏えいが発覚した直後から同年6月5日(金)まで、所内を捜索したが発見に至らなかった。
- (5) 同年6月5日(金)、手続書類一式の中に保管していた「離職票」の写しを活用して事業所Bに離職月の賃金額を確認し、給付金の支給処理が完了したことから、担当課の雇用保険給付課長からAさんに受給資格者証の郵送と振込日の目安をお伝えするとともに、紛失に係る経緯の説明と謝罪を行い、了承をいただいた。

3 発生原因

繁忙期で他部署からの多くの応援職員が入って対応する中、窓口対応後の事務処理に関する取扱いが徹底されておらず、受理した書類の最終チェック時、書類の保管や廃棄の際の確認が不十分であったこと。

4 二次被害について

本件に係る作業について、執務室内で完結するものであり、また、作業時、机上には本件書類以外は何もない状態であったことから、他の書類や外部へ発送する郵便物に紛れ込むことはなく、二次被害のおそれは低いものと考えている。

5 再発防止策

(1) 仙台所の対応

- ① 紛失状態を確認した同年6月3日(水)、所長から各管理者に事案の共有と再発防止の指示を行い、各管理者から所属全員に保管書類の再確認と適正管理を伝達した。
- ② 事案発生部署の全職員に対し、管理部長が個別ヒアリングを実施し、事務処理に係る動作確認を行った。
- ③ 今回の事案は、シュレッダーによる誤廃棄の可能性も否定できないことから、適正な書類管理と併せ、廃棄予定の場合は書類を1枚1枚点検し、シュレッダー処理を行う際も1枚ずつ確認を行うことを徹底するよう、管理部長から事案発生部署の全職員に対し、改めて指導した。
- ④ 当該事案の経過とその問題点について、管理部長が所内の全職員に対し伝達を行い、再度個人情報漏えい防止の徹底に係る注意喚起を行った。

(2) 宮城労働局の対応

- ① 局内の全機関に対して、個人情報漏えい防止対策の更なる徹底を図るため、要点のみを確実に伝達できるような資料を総務課にて作成し、同年6月9日(火)総務課長より研修を指示。6月末まで全機関で研修を実施した。

- ② 職業安定部長、主任地方職業安定監察官が同年６月１７日（水）に仙台所を訪問し、基本となる事務処理手順と作業導線の確認を行い、所長をはじめ職員に対して再発防止のための指示を行った。

担当：宮城労働局職業安定部職業安定課

職業安定課長 佐藤 勝

主任地方職業安定監察官 小川 暁憲

電話 ０２２－２９９－８０６１